



総会



懇親会で挨拶する堂本知事

第50回通常総会開催

本会は5月26日、千葉市内において、第50回通常総会を開催し、①平成17年度決算関係書類（事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）承認の件②平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法決定の件③役員報酬決定の件を上げ、いずれも原案通り可決承認・決定された。

新年度の事業計画案、収支予算案は前月号参照。

組合運営講習会

本会は5月12日、千葉市内において組合運営講習会を開催した。内容は①事務局による「組合の事務手続き」と②公認会計士の高木清先生による「組合の税務申告」であった。

本誌でこれまでもお知らせしているとおり、正当な理由がないのに成立した日から一年以上事業を開始しない場合や、一年以上事業を停止している組合については、行政庁は業務改善命令を経ないで、解散命令を出せることになっております。

この、具体的な判断は一般に「3期連続して決算関係書類の提出がない」場合に休眠組合と判断されるようです。

ご承知のように、組合は通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類に通常総会の議事録を添えて、所管行政庁に提出しなければなりません。

なお、本会へ行政庁の分を含めて、2部送付して下さい。

正副会長会議

5月19日、本会の正副会長会議を千葉市内で開催した。

これは、第50回通常総会の附議事項（前掲参照）について審議したもので、いずれも原案通り了承された。

平成17年度中小企業白書発表

4月28日、「平成17年度中小企業白書」（平成17年度中小企業の動向に関する年次報告「平成17年度において講じた中小企業施策」及び「平成18年度において講じようとする中小企業施策」）が閣議決定された。

中小企業白書は、中小企業基本法に基づいて、政府が毎年中小企業の動向を分析し国会に提出するもので、今回で43回目を数える同白書では、①2005年度における中小企業の動向（景気、創業・廃業、金融）②東アジア経済との関係進化と中小企業の経営環境変化（グローバル戦略、中小ものづくり高度化法、地域産業集積）③少子高齢化・人口減少社会における中小企業（事業承継・技能継承、少子化対策、まちづくり3法）を分析している。

千葉県の短期運転資金

千葉県では、一時的な資金需要に応えるために、短期運転資金の融資を行なっています。

■ご利用いただける方
一年以上引き続き同一事業を営む県内の中小企業者又は組合が対象となります。

■融資対象となる業種
次の業種を営む方以外であれば、申し込みできます。

↓ 農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種

■融資条件
融資条件は次のとおりです。本融資はすべて千葉県信用保証協会の保証を付することとなっております。

- (1) 資金使途は運転資金に限る
- (2) 融資限度額
1 中小企業者1200万円以内
1 組合1800万円以内
（ただし、組合転貸の場合は、希望組合員数×1200万円）
- (3) 融資金利率は年1・5%
- (4) 融資期間は6か月以内
（ただし、一括償還の場合は5か月以内）

(5) 返済方法は割賦償還又は一括償還

(6) 連帯保証人として金融機関及び信用保証協会の審査によります

(7) 保証料率は年2・15%以内で融資ごとに信用保証協会が定めます

なお、有担保の場合など一定の条件を満たす場合については、料率の割引制度の適用があります

*本年度は、すでに借りている短期運転資金を返すための資金も対象になります。（借り替えを利用できるのは1回のみです。）

■申込受付機関
千葉県中小企業団体中央会、各商工会議所、各商工会及び次の金融機関

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、商工組合中央金庫

（信用金庫）千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原

（信用組合）房総、銚子商工、君津

*ただし、破綻金融機関から事業譲渡を受けた、東京スター銀行、東京東信用金庫、横浜商銀行信用組合、ハナ信用組合は、破綻金融機関と金融取引があった中小企業者に限り、当分の間融資申込を受け付けることができます。

■詳細は上記申込受付機関の他
千葉県商工労働部経営支援課

TEL 043・223・2707
TEL 043・247・0711
千葉県信用保証協会